

使用済小型家電の回収にご協力をお願いします

奥州市では、資源の有効活用とごみ減量のため、平成27年1月から専用の回収ボックスを設置し、ご家庭で不要になった使用済小型家電を回収します。



限りある資源を大切にしましょ。

使用済小型家電
お家にありますか？



平成27年
1月5日(月)
スタート!



専用の回収ボックスで回収された小型家電は、適正に再資源化を実施できる事業者へ引き渡して、小型家電のリサイクルを推進します。小型家電をリサイクルすることは、資源の有効活用・環境汚染の防止だけでなく、ごみの減量化にもつながります。



回収対象品目は投入口「タテ15cm×ヨコ25cm」に入る以下の小型家電です

- 携帯電話・PHS ● 電話機・FAX ● ポータブルラジオ ● デジタルカメラ ● ビデオカメラ
- ICレコーダー ● 携帯型音楽プレーヤー ● 携帯型DVD・ブルーレイディスクプレーヤー
- 電子書籍端末 ● 電子辞書 ● 電卓 ● 電子血圧計 ● 据置型・携帯型・家庭用ゲーム機
- カー用品(カーナビ・カーオーディオ・ETCユニット等) ● リモコン ● ACアダプタ
- 充電器等の付属品

※投入口に入らない小型家電は、従来通り不燃ごみや粗大ごみとして排出できます。壊れていて動かない小型家電でも回収します。



- ・個人情報必ず消去してから投入してください。
- ・一度投入したものを返却することはできません。
- ・乾電池は取り外してください。
- ・小型家電以外のものは投入しないでください。
- ・家電リサイクル法対象物(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)及びパソコンは回収できません。
- ・業務用、事業者から排出されたものは回収できません。

使用済みの小型家電が資源になります

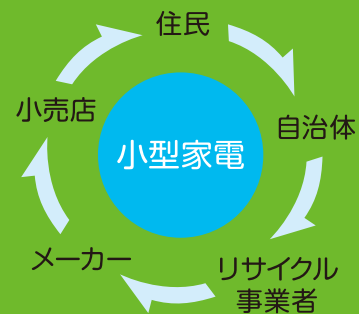


平成25年4月より、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。小型家電には、金、銀、銅やレアメタル（希少金属）などの有用金属が含まれています。今まで、ごみとして捨てられていた小型家電でも、適切に処理すれば資源としてリサイクルすることができます。

回収ボックスに集まった使用済小型家電は・・・

専門のリサイクル業者に引渡し、リサイクル事業者で処理されて、メーカーなどで原料として再利用されます。

限りある資源を有効に利用するため、ご家庭で不要になった小型家電は回収ボックスでの回収にご協力をお願いします。

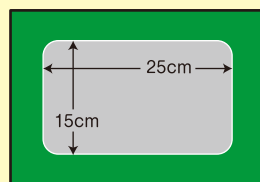


回収ボックスは市内35の施設に設置します

下記施設の利用可能時間（祝日及び年末年始等の休館日を除く）は、いつでも回収ボックスに投入することができます。

水沢区	本庁・各地区センター
江刺区	江刺総合支所・各地区センター
前沢区	前沢総合支所・各地区センター
胆沢区	胆沢総合支所・各地区センター
衣川区	衣川総合支所・各地区センター

回収ボックスの投入口
タテ15cm×ヨコ25cm



お問い合わせ先 奥州市市民環境部生活環境課 0197-24-2111